

## 平塚市地域共創ポイント事業に関するチャージ店規約 － スターライトマネーをチャージできる店舗 －

### 第1条（目的）

- 1 本規約は、平塚市（以下「当市」という。）が提供する「ひらつか☆スターイトマネー」（以下「マネー」という。）のサービス利用条件、事務の取扱い、マネーチャージ店の条件及び取扱い等について定めます。
- 2 当市が、本サービスの利用条件等の詳細について、別途定める実施要綱、事業者募集要項及びマニュアルは、本規約と一体で適用されるものとします。

### 第2条（定義）

本規約における用語の意義は、別紙「地域共創ポイント事業における用語の定義」に定めるところによります。

### 第3条（利用契約）

- 1 本サービスの利用契約を締結する場合は、市が特別に認めた場合を除き、別に定める「平塚市地域共創ポイント事業に関する加盟店規約－スターイトマネーを使用できる店舗－」の利用契約を締結している必要があります。
- 2 本サービスの利用を希望する場合、チャージ店規約等の内容を承諾の上、当市所定の方法により、当市に利用を申し込みます。なお、当市に対して申請時に入力した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 3 本サービスの利用を希望する者が前項の申込を行い、本サービスを利用するための登録が完了した時点で、チャージ店として、当市との間に利用契約が成立するものとします。
- 4 当市は、第2項に基づく申込について、本サービスの運営に支障があると判断した場合、登録を承諾しないことがあります。
- 5 本サービスの利用を希望する者は、申込内容又は申込後の登録情報に変更がある場合、事務局に対し架電若しくはメール送信等の方法により、事前に変更手続を行うものとします。
- 6 チャージ店の登録を希望する者は、申込日時点又は審査日時点において、市税に滞納が無いことが必要です。なお、当市は、チャージ店の登録を希望する者の市税納税状況を調査し、その結果、市税に滞納があると判明したときはチャージ店の候補から除きます。

### 第4条（本規約の変更）

- 1 当市は、次の事情により本規約を変更する必要がある場合、次項に基づき、本規約を変更できるものとします。
  - (1) 法令の改正、その他社会情勢の変化
  - (2) 物価、公租公課、その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化
  - (3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更、その他の技術上・運用上の変更
  - (4) その他、前各号に準ずる事情
- 2 当市は、前項に基づき、本規約を変更する場合、30日以上前にチャージ店に通知します。ただし、チャージ店に不利な変更を含まない場合、又は、緊急の必要がある場合には、直ちに本規約を変更することができます。
- 3 チャージ店は、前2項の変更に異議がある場合、第15条第1項の規定を準用し、利用契約を解除することができます。なお、チャージ店が当該変更後も利用契約を解除し

ない場合は、当該変更を承諾したものとします。

## 第5条（通知）

- 1 本規約に関する通知は、原則として電子メールの送信又は専用サイトに掲載する方法により行うこととし、場合により書面で行うことがあります。なお、当該通知は、事務局を通じて行われる場合があります。
- 2 前項の通知は、チャージ店が当市に届け出た電子メールアドレスへの送信又は専用サイトへの掲載時点をもって完了したものとします。なお、書面により行う場合は、登録された住所への発送をもって通知が完了したものとします。

## 第6条（対象取引）

- 1 チャージ店は、対象取引において、利用者が現金とともにアプリ内からチャージ用二次元バーコードを表示した際に、チャージ端末を使用して当該二次元バーコードを読み取り、マネーを加算する操作を行い、当該マネーが本システム上自動的に加算される方法でチャージを行うものとします。
- 2 チャージ店は、前項において預かった現金（預り金）について、当市が指定する日付までに事務局が指定する口座へ振り込むこととします。

## 第7条（ID・パスワードの管理責任）

- 1 チャージ店は、ID 及びパスワードを第三者に譲渡・貸与してはならないものとします。
- 2 チャージ店は、ID 及びパスワードを自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ID 及びパスワードの盗用を防止する措置を行うものとします。
- 3 チャージ店は、ID 又はパスワードの盗用が疑われる事象が発生した場合は、速やかに事務局に連絡することとします。

## 第8条（記録情報の確認）

チャージ店は、チャージ端末において、マネーのチャージ履歴確認や取り消し（キャンセル処理）等を行うことができます。

## 第9条（お知らせ等機能）

- 1 チャージ店は、管理用サイトからお知らせ等機能の登録申請を行うことができます。
- 2 お知らせ等機能は、利用者へのお知らせやクーポンの配信のほか、アンケートを実施することができます。お知らせ等機能で配信できる内容は、別に定める配信ルールに沿ったものであることとし、事務局による審査で合格する必要があります。なお、事務局による審査は数日要します。

## 第10条（費用負担）

- 1 チャージ店は、次の費用を負担するものとします。
  - (1) 専用サイト及び管理用サイトへアクセスするための機器・ソフトウェア等に関する費用
  - (2) 本サービスのうち、有料のサービスの利用料金
  - (3) 本サービスを利用するための通信費、交通費、その他の実費
  - (4) お知らせ等機能の使用料
  - (5) その他、本サービスを利用するための費用
- 2 1のほか、チャージ店のうちチャージ端末を独自に用意することが困難で、事務局から有償貸し出しを受けた場合の貸し出し料を負担するものとします。

- 3 お知らせ等機能の使用にあたっては、次のとおりとします。
  - (1) 大型小売店舗（当市との協定締結内容を除く）は有償とし、利用翌月の精算時に精算します
  - (2) 上記以外の店舗は無償とします
- 4 本サービス以外の利用料金の要否・金額、支払条件、その他の利用条件等については、それぞれのサービス提供者が定めます。

## 第 11 条（遵守事項等）

- 1 チャージ店は、利用契約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。
- 2 チャージ店は、当市が本サービス利用促進のために、印刷物、電子媒体等にチャージ店の名称及び所在地等を掲載する場合、これに協力するものとします。
- 3 チャージ店のうちチャージ端末を独自に用意することが困難で、事務局から有償貸し出しを受けた者は、当該端末を適切に管理するものとし、事務局からの返却に関する連絡に記載された期日までに責任をもって事務局へ返却するものとします。また、事務局から有償貸し出しを受けたチャージ端末を破損、紛失等、事務局へ損害を与えてしまったときに、そのことに対して弁済費用が発生したときは、事務局に対し当該費用をチャージ店が弁償することとします。
- 4 前項の弁済費用のほか、チャージ端末の返却期限までに返却が行われなかつた場合には、返却遅延に対する延滞料金として、事務局が立て替えている実費相当額を申し受けます。
- 5 チャージ店は、アプリ導入に関する協力など、利用者から本サービスに参加するにたつての依頼（質問等を含む。）があったときは、真摯に対応することとします。なお、利用者からのクレームが相次いだ時には、第 15 条第 1 項に基づきチャージ店の指定を解除することがあります。
- 6 チャージ店は、当市又は事務局から貸与又は提供される本サービスの利用に関する物品等を当市又は事務局の承諾なく第三者に譲渡、貸与その他の処分を行つてはならないものとします。
- 7 チャージ店は、当市が別途書面により事前に承諾した場合を除き、利用契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

## 第 12 条（本サービスの提供中止）

- 1 当市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中止することができます。
  - (1) チャージ店がチャージ店規約等に違反した場合
  - (2) チャージ店が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
  - (3) チャージ店が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
  - (4) システム保守、システム障害対応、天災・戦争・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
  - (5) その他、やむを得ない事情がある場合
- 2 当市は、第 6 条第 2 項に定める預り金の振込が期日より 2 週間以上遅延した場合は、ただちにチャージ店機能を停止することができます。
- 3 前項に基づくチャージ店機能停止の再開については、振込確認後 2 週間以内に当市と事務局にて次の点を考慮したうえで可否を決定します。
  - (1) 過去の遅延状況
  - (2) 遅延金額の規模

(3) 当市及び事務局からの連絡への対応状況

(4) キャンペーン等の実施予定

### 第13条（契約期間）

本規約は、第3条第2項に基づく利用契約の成立時又は施行日のいずれかの遅い日に効力を生じるものとします。また、契約終了日は令和9年3月31日又は当市が通知する終了日のいずれかの早い日とします。

### 第14条（解約）

- 第6条第2項に定める預り金の滞納がないチャージ店は、事業実施要綱に定める加盟店等の再登録に関する事項の理解を前提として、原則として解約日の1か月前までに、当市又は事務局に電子メールまたは書面にて解約を申し入れることにより、利用契約を解約できます。ただし、真にやむを得ない事情があり、解約申し入れから退会までの期間が1か月以上確保できない場合は、当該チャージ店の責任において利用者への周知及び事情説明を行うことで利用契約を解約できることとします。
- 事務局からチャージ端末の有償貸し出しを受けたチャージ店が利用契約を解約する場合であっても、チャージ端末の貸し出し料は返還しません。
- 当市は、解約日の1か月前までに、チャージ店に電子メール又は書面にて解約を通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。

### 第15条（解除）

- 当市は、チャージ店が、以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
  - 利用契約に違反したとき
  - 当市の定める登録基準を充足しないとき
  - 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
  - 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
  - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
  - チャージ店の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - 解散又は営業停止状態となったとき
  - 当市又は事務局による連絡が取れなくなったとき
  - 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
  - チャージ店に対してクレームが頻発し、当市がチャージ店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、必要な対応を行わないとき
  - 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、チャージ店にふさわしくないと当市が判断したとき
  - チャージ店において、マネーの預り金を、正当な理由なく期日までに事務局へ振り込まなかったとき。なお、正当な理由があり振込が遅れてしまう場合には、事前に当市又は事務局へ必ず連絡し、当市、事務局、チャージ店の3者において振り込み期限等について協議を行うことができる。
  - 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当市が判断した場合
  - その他、当市がチャージ店との利用契約の継続が困難であると判断した場合
- 本条に基づく利用契約が終了した場合でも、当市は、チャージ店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他チャージ店に生じた損害につき一切責任を負いません。

### 第16条（当市の責任）

- 当市は、本サービスに関し、当市の故意又は重大な過失によりチャージ店に損害を与えた場合に限り、チャージ店が被った損害を賠償します。

- 2 当市は、次の各号に関連する損害、又は、逸失利益、間接損害、特別損害もしくは弁護士費用については責任を負いません。
- (1) 通信障害、システム障害等
  - (2) 記録情報の正確性・真正性
  - (3) IDの不正使用、不正アクセス、記録情報の改ざん・消失
  - (4) チャージ端末の紛失、盗難
  - (5) 本サービスの利用の結果
  - (6) 関連事業者、その他の第三者による商品・サービスの提供等
  - (7) その他、加盟店等又は第三者の故意又は過失
  - (8) 本サービスの提供条件の変更、前条に基づく提供中止
  - (9) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力
- 3 対象取引についてはチャージ店、他の本サービスに付随する提携サービスについては当該提携サービス提供者の責任において提供されるものとし、当市は責任を負いません。

## 第 17 条(個人情報の取り扱い)

- 1 チャージ店は、利用契約の履行及び対象取引等において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護をするとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。
- 2 チャージ店が、利用契約の遂行又は対象取引等のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- 3 チャージ店は、利用契約の履行又は対象取引等により取得した個人情報（以下「本個人情報」）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 チャージ店は、本個人情報を、利用契約の履行又は対象取引等の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 5 チャージ店は、本個人情報の取扱記録を作成し、当市から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、当市は、チャージ店の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、チャージ店に事前に通知したうえでチャージ店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、チャージ店は、当市の調査に協力するものとします。
- 6 チャージ店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに当市に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を当市と協議し、当市の指示に従って適切な措置を講じるものとします。チャージ店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を当市に対し書面にて報告するとともに、当市と協議のうえ決定した再発防止策をチャージ店の責任と費用負担で講じるものとします。
- 7 チャージ店は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、当市が本人若しくは第三者から請求を受け、又は当市と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、チャージ店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。チャージ店は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、当市が損害を被ったときは、当市に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

## 第 18 条(損害賠償・費用負担)

- 1 チャージ店が預り金を振込期限が過ぎてからも相当期間振りこまなかつたとき、当市又は事務局は、チャージ店に対して法的処置をとることができるものとします。なお、

当該紛争に関する費用は全てチャージ店が負担するものとします。

- 当市は、チャージ店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。なお、当市又は事務局は、当該紛争に関するチャージ店に関する情報について、当該チャージ店の同意を得ることなく、関係者に情報提供その他の援助を行うことができます。

### **第 19 条（権利の譲渡等）**

チャージ店は、原則、利用契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

### **第 20 条（知的財産権）**

- 本サービスに関する知的財産権は、当市又は当市が指定する第三者に帰属します。
- 本サービスに付随する提携サービスに関する知的財産権は、当該提携サービスの提供者又は当該提供者が指定する第三者に帰属します。

### **第 21 条（協議）**

チャージ店規約等に定めのない事項又はその解釈に関して生じた疑義について、当市及びチャージ店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

### **第 22 条（準拠法・合意管轄）**

- 利用契約は、日本法に準拠します。
- チャージ店規約等に関する訴訟については、横浜地方裁判所小田原支部または平塚簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

施行日 2026 年 4 月 1 日

平塚市産業振興部産業振興課